指定取消理由（法第５０条第１項の該当内容）

①人員基準違反（法第５０条第１項第４号該当）

⑴ 本件事業所においては、職業指導員及びサービス管理責任者のいずれについても、令和２年９月１日以降、常勤での配置がなされていなかった。

⑵ 配置されたサービス管理責任者が、必要な期日までにサービス管理責任者実践研修を受講していなかったため、令和５年８月１３日以降、サービス管理責任者が配置されていない状態となっていた。

②運営基準違反（法第５０条第１項第５号該当）

⑴ 令和４年１２月から令和６年７月までの間、一部のサービス利用者から利用者負担額を徴収していなかった。

⑵ 一部の利用者に対し、個別支援計画書を作成しないまま、又は利用者の同意のない、若しくはサービス管理責任者を配置せずに作成した個別支援計画書に基づきサービスを提供していた。

⑶ 一部の利用者に対し、個別支援計画書の作成後６月に１回以上の個別支援計画書の見直しを行わずにサービスを提供していた。

③不正請求（法第５０条第１項第６号該当）

⑴ 一部の利用者に対し、サービスを提供していなかったにもかかわらず、虚偽の支援記録の作成を行い、訓練等給付費を不正に請求し、これを受領した。また、他の一部の利用者に関して、内容を本人が確認した支援記録がなく、実態としてサービスを提供していないにも関わらず、訓練等給付費を不正に請求し、これを受領した。

⑵ 職業指導員及びサービス管理責任者のいずれについても、常勤での配置がなされていなかったが、令和３年１０月から令和６年７月までの間、全てのサービス利用者分の就労継続支援Ｂ型サービス費について、サービス提供職員欠如減算をすることなく不正に請求し、これを受領した。

⑶ 個別支援計画を作成していない、又は基準省令に従って作成していなかったが、令和２年９月から令和６年７月までの間、全てのサービス利用者分の就労継続支援Ｂ型サービス費について、個別支援計画未作成減算をすることなく不正に請求し、これを受領した。

⑷ 令和６年４月から６月における利用者のうち平均利用時間が４時間未満の利用者が占める割合が９１．３％であったが、令和６年７月の就労継続支援Ｂ型サービス費について、短時間利用減算をすることなく不正に請求し、これを受領した。

⑸ 令和５年度処遇改善実績報告書において、加算額以上の処遇改善を行ったよう虚偽の内容を報告して不正に福祉・介護職員処遇改善加算を請求し、これを受領した。

④虚偽の報告（法第５０条第１項第７号該当）

立入調査の際、久留米市が運営に係る関係書類の提出を求めたところ、虚偽に作成した支援記録等を提出し、虚偽の報告を行った。

⑤不正な手段による指定（法第５０条第１項第９号該当）

令和２年９月において、職業指導員及びサービス管理責任者が常勤として配置されていなかったが、指定申請の際、いずれも常勤で配置しているかのように書類を偽造し、不正な手段により指定を受けた。

⑥その他法令違反（法第５０条第１項第１０号）

生活保護受給者である利用者について、保護費が減額されないよう虚偽の金額の工賃明細を発行し、不正な手段により生活保護を受けさせたものとして、生活保護法第７８条に該当する行為を行った。